

外国語教育政策の視点から

森住 衛

1. 外国語教育の理念と制度
 - (1) 理念—人格形成と恒久平和
 - i 共同体や個人の多様性の維持・促進
 - ii 多様な言語の学習や教育の保障
 - (2) 制度—2つの点で保障・強化
 - i 教育課程(必修 or 選択・修学年限・授業時数など)
 - ii 学習指導要領(目的・言語材料・題材などの目安)
 - (3) 各教育段階の教育課程
 - i 幼稚園に教科「ことば」の新設
 - ii 小学校に教科「外国語」を新設、英語＋外国語(隣語)の紹介
 - iii 中学:英語を必修、英語以外の2つの外国語から1つを選択必修
 - iv 高校:英語を必修、英語以外の4つの外国語から1つを選択必修
 - v 大学:英語を必修、英語以外の6つの外国語から1つを選択必修
 - (4) 学習指導要領の個別化
 - i 現在は、英語以外の外国語は「英語に準ずる」扱い
 - ii これからは、各外国語の独立した学習指導要領が必要
2. 各言語間の連携・JACTFL への期待
 - (1) 教員養成への提言
 - i 「多様な外国語」教員養成制度の確立
 - ii 外国語大学や外国語学部の増強
 - (2) 大同団結の促進
 - i 各外国語教育学会との縦横の連携
 - ii 国語教育学会・日本語教育学会との連携
 - (3) 民間語学学校との連携
 - i 民間語学学校の開講言語数
 - ii 目的・目標・方法などの意見交換
 - (4) 言語枠の拡大(「外国語」から「異言語」へ)
 - i 少数民族語(アイヌ語、在住外国人言語など)
 - ii 各地方ことば(琉球語、長崎弁、津軽ことばなど)
 - iii 人口語(エスペラント、ピクトグラム)
 - iv 手話・点字

(日本言語政策学会会長・桜美林大学特任教授)